

第2庁舎建設・本庁舎耐震等改修 基本設計（素案）

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	平成28年2月12日（金）～平成28年3月11日（金） 郵便の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等をもれなく記載してください。 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総務部総務課総務係 電話：0123-24-3131（内線256） 0123-24-0109（直通） FAX：0123-22-8852 e-mail：somu@city.chitose.hokkaido.jp

パブリックコメントにあたって

現在の本庁舎は、昭和 51 年の供用開始から 39 年を経過し、庁舎建設当時、約 6 万人であった人口も現在は 9 万 5 千人を超えており、狭あいな状況となっています。その影響として、教育委員会庁舎や西庁舎等に行政機能が分散化することになり、利便性、機能性等の点において、市民の相談や手続きが煩雑な配置となっています。

また、教育委員会庁舎は、昭和 37 年の建築から 50 年以上を経過し、建物全体の老朽化が著しく、雨漏りなどが発生しており、外壁改修や屋根防水全面改修など課題が多くあり、代替機能の確保は喫緊となっています。

さらに、本庁舎は、地震等の災害時において、災害対策本部を設置する施設となっていますが、平成 23 年度に実施した耐震診断の結果、強度不足により耐震性能を満たしておらず、補強工事が必要であると判定されており、安全性の面においても課題が残ります。

こうした課題を解消するため、本庁舎に隣接する第 2 庁舎を建設し、第 2 庁舎建設後、本庁舎耐震等改修工事を実施します。

平成 27 年度は、第 2 庁舎建設・本庁舎耐震等改修基本設計を策定しますが、このたび次の基本設計方針のもと素案をまとめました。

第 1 に、市民の利用が多い窓口機能を第 2 庁舎に集約し、プライバシーに配慮した窓口を設置するなど、市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎を目指します。

第 2 に、ゆとりのある廊下や待合スペースを確保し、食堂・喫茶スペースを設けるなど、市民が安らぎ、交流できる庁舎を目指します。

第 3 に、災害対策の中核となる機能を確保するため、本庁舎の耐震性能を補強するとともに、第 2 庁舎は非常時の電力供給など本庁舎の補完を図り、市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎を目指します。

第 4 に、第 2 庁舎と本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）を渡り廊下で接続し、市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎を目指します。

第 5 に、第 2 庁舎には太陽光発電システム、LED 照明の導入を計画し、省エネルギー化を図り環境に配慮した庁舎を目指します。

詳細につきましては、別紙の第 2 庁舎建設・本庁舎耐震等改修基本設計（素案）をご覧ください。

第2庁舎建設・本庁舎耐震等改修基本設計 (素案)



外観イメージ

【目次】

1	基本設計方針	1
2	建設計画概要(第2庁舎)	1
3	配置計画(第2庁舎)	2
4	平面計画(第2庁舎)	3
5	立面計画(第2庁舎)	4
6	断面計画(第2庁舎)	4
7	構造計画(第2庁舎及び本庁舎)	5
8	防災計画(第2庁舎)	8
9	省エネルギー計画(第2庁舎)	8
10	バリアフリー計画(第2庁舎)	8
11	事業計画及び事業費	9

平成28年2月

千歳市

1 基本設計方針

千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設基本構想に示した理念を踏まえ、「まちづくりを推進する中核的な公用施設」として、市民が親しみ利用しやすい庁舎を目指します。

- (1) 市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎を目指します。
 - 1) 市民の利用が多い窓口機能を第2庁舎に集約し、市民の動線に配慮した平面計画とします。
 - 2) プライバシーに配慮した窓口や相談室を設置します。
- (2) 市民がやすらぎ、交流できる庁舎を目指します。
 - 1) 第2庁舎はゆとりある廊下や待合スペースを確保するほか、市民が気軽に利用していただける「憩いの場」として「食堂・喫茶」スペースを設けます。
 - 2) 第2庁舎に子育て世代に配慮したキッズルーム、授乳室を設置します。
- (3) 市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎を目指します。
 - 1) 災害対策の中核となる機能を確保するため、本庁舎の耐震性能を補強します。
 - 2) 第2庁舎に本庁舎と同様に非常用電源設備を配置し、非常時（停電時）における電力を確保するほか、非常用電力は庁舎間での相互補完を可能とするなど防災拠点機能の充実を図ります。
- (4) 市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎を目指します。
 - 1) 第2庁舎は、本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）と渡り廊下で接続し、市民の利便性に配慮します。
- (5) 「千歳市の公共建築物の整備における環境配慮ガイドライン」に基づいた庁舎を目指します。
 - 1) 第2庁舎には太陽光発電システム、LED照明を導入し、省エネルギー化を図ります。

2 建設計画概要（第2庁舎）

建物用途	庁舎
建築場所	千歳市東雲町2丁目34番1,36番の各内,37番
用途地域	商業地域
防火地域	準防火地域
日影規制	なし
建ぺい率	80%
容積率	400%
道路	北東側 幅員 16m 仲の橋通 南東側 幅員 15m 川南通
規模	地上2階 地下1階（地下は受水槽など）
構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	11,449.35 m ² （市民庭園含む）
面積	

参 考

	第2庁舎 （増築）	渡り廊下 （増築）	計 （今回工事）	本庁舎 （耐震補強・改修）
塔屋	44.20		44.20	263.10
4階				970.21
3階				970.21
2階	2,172.60		2,172.60	1,846.77
1階	2,230.40	83.76	2,314.16	3,015.06
地階	81.73		81.73	2,729.09
計	4,528.93	83.76	4,612.69	9,794.44
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		鉄筋コンクリート造
階数	地上2階地下1階	地上1階		地上4階地下1階

3 配置計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

（1）敷地の有効利用を図る配置計画

- 1) 第2庁舎の建設位置について、本庁舎西口駐車場側と市民庭園側の2案を検討した結果、工事期間中に駐車場の駐車台数の減少を抑えられ、第2庁舎供用開始後も現状と同程度の駐車台数の確保が可能となる「市民庭園側」へ建設することとします。
- 2) 市民庭園側に建設する第2庁舎は、本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）と渡り廊下で接続することとし、市民の利便性の向上を図ります。

（2）本庁舎への影響が最小限となる計画

- 1) 第2庁舎と本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）が連携できる一体的な施設配置とします。
- 2) 第2庁舎を市民庭園側に建設することにより、工事中も本庁舎西口を継続して使用することが可能となります。

（3）市民庭園（都市緑地）の活用に伴う再整備について

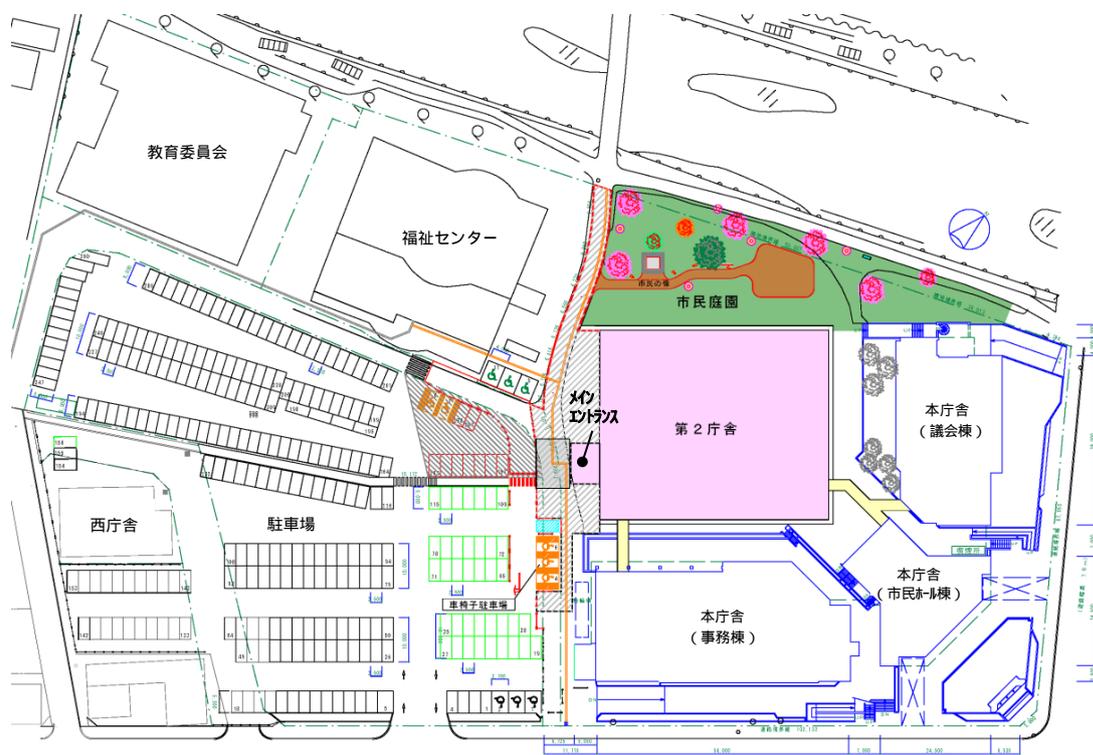
- 1) 第2庁舎建設地として活用する市民庭園は都市公園法に基づく都市緑地となっており、建設後の市民庭園面積（3,730㎡）は現在の4分の1程度（約920㎡）になりますが、市民の像や石碑等については再配置を行うほか、千歳川河川緑地と一体とするなど市民が集い憩える緑地に再整備することとします。
- 2) 市民庭園内の樹木の一部については、強風に伴う枝折れや倒木などの対処が必要となってきたりほか、建設に伴い工作物の移設や園路の付け替えも必要となります。

【動線計画】

- 1) 第2庁舎と本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）を渡り廊下で結び、1階の各棟を往来できるようにします。
- 2) 第2庁舎のメインエントランスを駐車場側に設け、車椅子利用者や高齢者等の利便性・安全性に配慮します。

【駐車場・駐輪場】

- 1) 駐車場は現状の広さをほぼ維持し、第2庁舎のメインエントランス側には車椅子利用者用駐車場を設けます。
- 2) 駐輪場は、既存施設の有効活用を図ります。



4 平面計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

- 1) シンプルな平面計画とし、市民にわかりやすいように執務スペースを配置します。
- 2) 第2庁舎はゆとりのある中廊下式とし、北西側と南東側に執務スペースを配置することにより、市民の移動が少なくなるように配慮します。
- 3) 第2庁舎には、市民課、高齢者支援課など市民が多く利用する窓口を配置します。
- 4) 市民が利用しやすく、プライバシーに配慮した窓口や相談室を設置します。
- 5) 第2庁舎の2階には、市民の「憩いの場」として食堂・喫茶スペースを設けます。

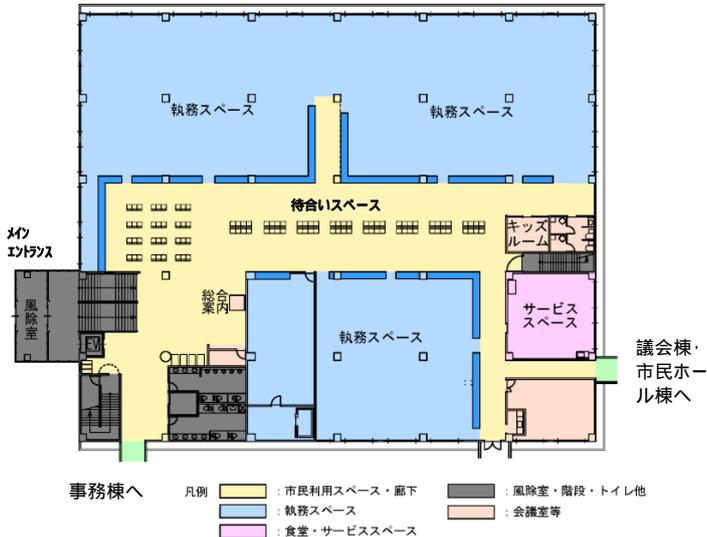
【1階平面図】

- 1) メインエントランスにゆとりのある階段を設け、市民の来庁・退庁をスムーズにします。
- 2) メインエントランスには、車椅子利用者、高齢者などに配慮してエレベーターを設置します。
- 3) 待合スペースは、窓口での来客対応時にも車椅子が双方に往来できる広さを確保します。
- 4) 待合スペースに子供連れの市民にも配慮した「キッズルーム」「授乳室」「おむつコーナー」を配置します。
- 5) 第2庁舎と本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）を渡り廊下で接続します。
- 6) メインエントランスを見渡せる場所に総合案内を設け、スムーズな窓口への誘導を行います。

【2階平面図】

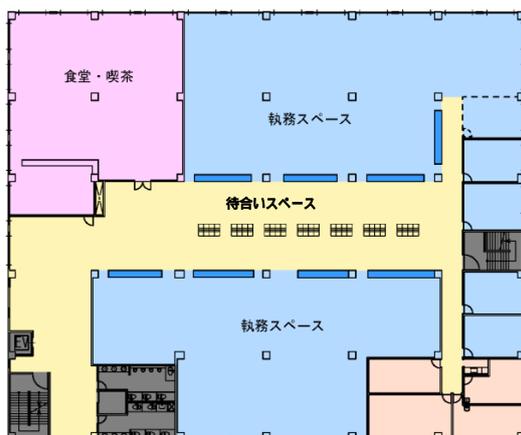
- 1) 食堂・喫茶スペースは市民庭園を望み市民にわかりやすい場所に配置します。
- 2) 待合スペースは、車椅子の往来できる広さを確保します。

第2庁舎 2階建 1階 2, 230. 40㎡ 1階



メインエントランスイメージ

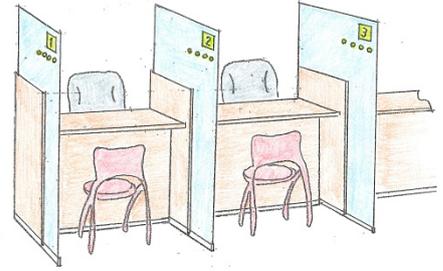
第2庁舎 2階建 2階 2, 172. 60㎡ 2階



食堂・喫茶イメージ



1階待合いイメージ

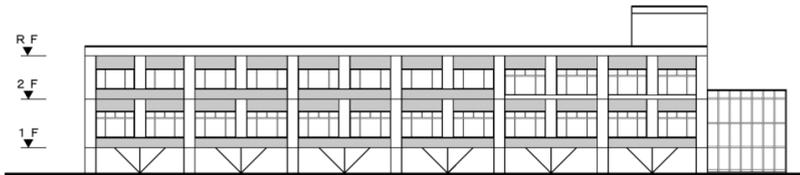


プライバシーに配慮した窓口イメージ

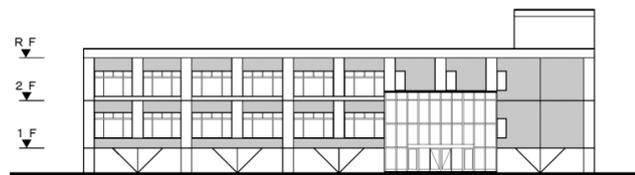
5 立面計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

- (1) 周辺環境との調和を図る庁舎
 - 1) 建物の高さを抑え圧迫感を低減するとともに、外観は周辺と調和を図ります。
- (2) 機能的で経済性に優れた庁舎
 - 1) 汚れにくい外装材を選定し、メンテナンスコストを抑えた計画とします。
- (3) 内部環境への遮音に配慮した庁舎
 - 1) 遮音性能が高い建具を採用し、防音対策を図ります。



北西立面図

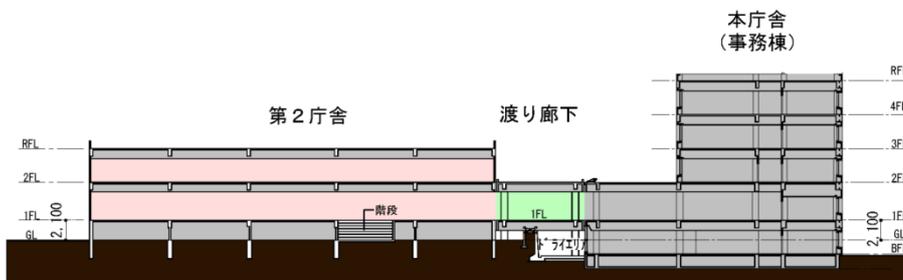


南西立面図

6 断面計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

- (1) 本庁舎との連携を重視した断面計画
 - 1) 第2庁舎1階の床レベルを、本庁舎と同じ高さで段差なく接続することにより、庁舎間のスムーズな移動を可能とします。
- (2) 防災拠点としての、機能確保を目指した断面計画
 - 1) 千歳市洪水ハザードマップにおいて、庁舎周辺は50センチメートルの浸水が想定される区域であることから、1階の床レベルを現状地盤より上げることで、防災拠点としての機能を確保します。



全体断面図



浸水した場合に想定される水深



千歳市洪水ハザードマップ

7 構造計画（第2庁舎及び本庁舎）

【基本的な考え方】

- 1) 「安全性」「機能性」を満足するとともに、建築物の耐久性や経済性に配慮した構造設計とします。
- 2) 市庁舎は災害時における防災拠点としての機能が求められることから、高い耐震性能を有する計画とします。

【第2庁舎】

（1）基礎形式

- 1) 実施設計において地質調査を行い、地盤に応じた経済的かつ合理的な杭基礎形式を選定します。

（2）構造形式

- 1) 市庁舎は防災拠点となること、また、内部環境に配慮して防音効果を高めるため、構造を鉄筋コンクリート造とします。
- 2) 将来の執務スペースの変更に柔軟に対応できるように、建物内部には鉄筋コンクリート壁を極力避けるとともに、床は積載荷重を考慮した計画とします。
- 3) 各方向の柱間隔は、均一性を保つ設計とすることで経済性と施工性の向上を図ります。

（3）耐震性能

- 1) 災害対策本部を設置する本庁舎と同等の耐震性能を確保します。

【本庁舎（事務棟・市民ホール棟・議会棟）】

（1）耐震性能

- 1) 国が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠し、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全の確保に加えて施設の機能確保を図るため、必要とされる耐力の1.25倍以上（重要度係数1.25）を確保します。
- 2) 耐震補強は、機能性・経済性・施工性を考慮し耐震壁とブレースを併用した工法とします。
- 3) 耐震補強の工事期間中は、極力、低騒音・低振動・粉塵の影響の少ない工法を選択します。

（2）耐震補強

- 1) 補強箇所について再検討を行った結果、より構造的に安定した建物とするため、基本構想時から補強箇所を追加します。

<事務棟>

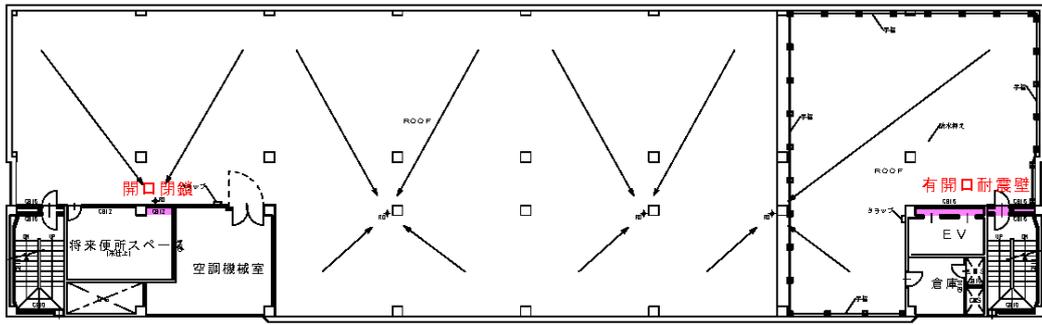
鉄骨ブレース補強 36 構面、新設耐震壁 8 構面、柱増し打ち補強 2 箇所、袖壁補強 2 箇所
開口閉鎖 1 箇所

<市民ホール棟>

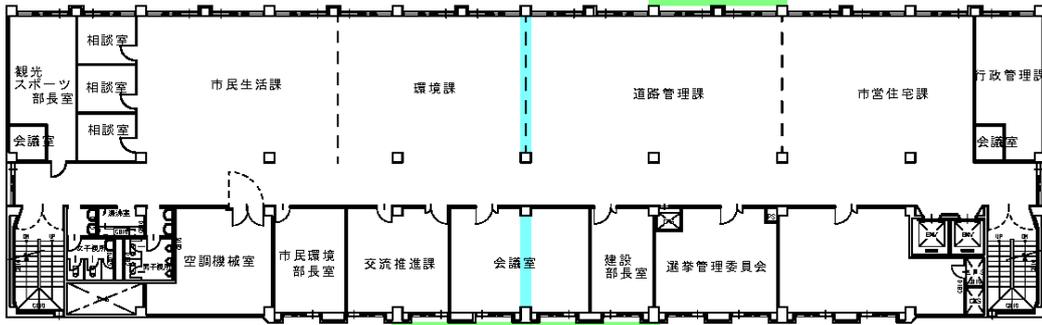
鉄骨ブレース補強 1 構面、新設耐震壁 2 構面

<議会棟>

柱増し打ち補強 1 箇所

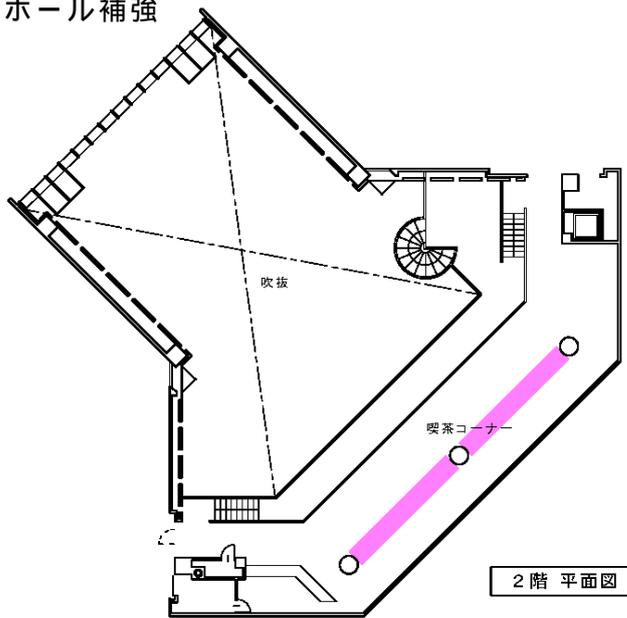


PH1階平面図



3階平面図

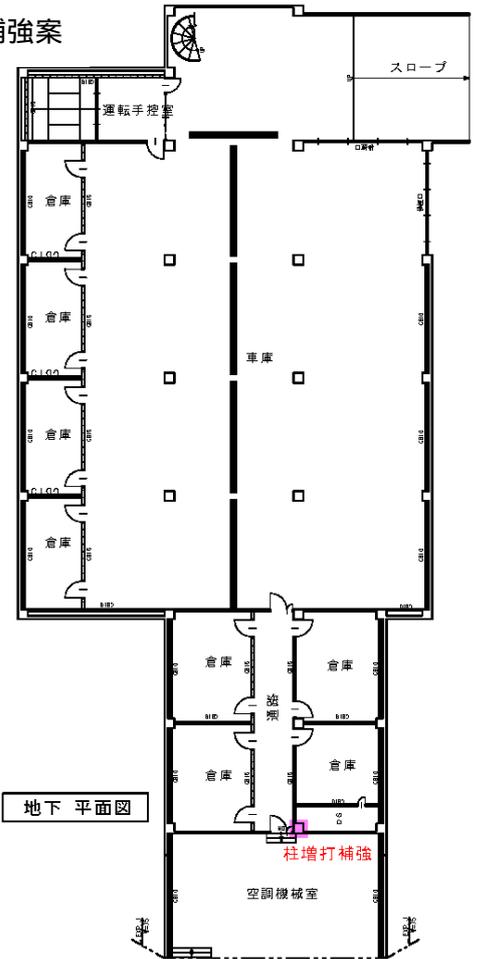
市民ホール補強



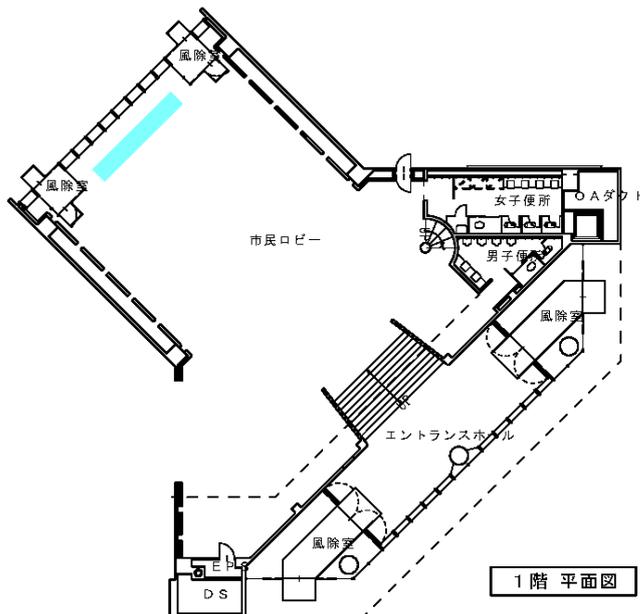
2階平面図

- 凡例
- : 外付けブレース
 - : フレーム内ブレース
 - : 耐震壁

議会棟補強案



地下平面図



1階平面図

8 防災計画（第2庁舎）

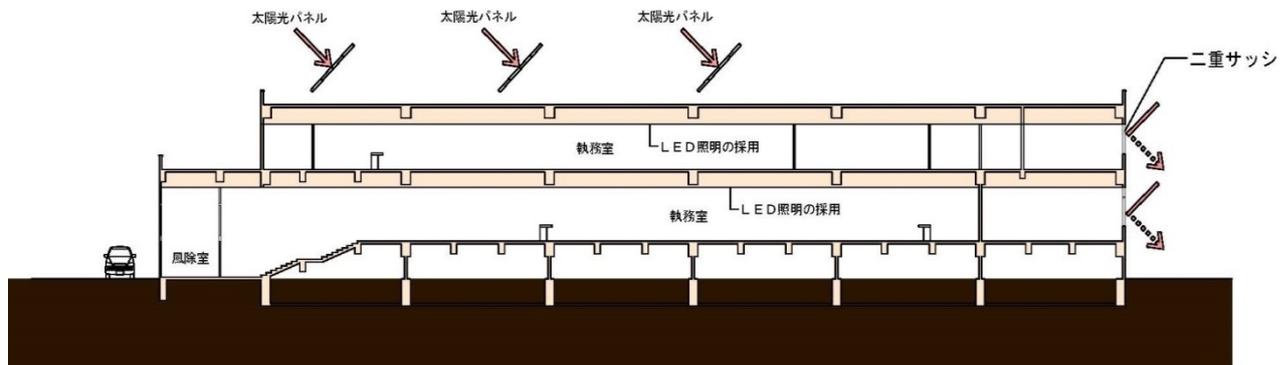
【基本的な考え方】

- (1) 市民の生活と安全を守る防災拠点として、本庁舎の災害対策本部と連携した庁舎を目指します。
 - 1) 浸水対策として床高さを確保し、第2庁舎機能を維持します。
 - 2) 災害時に、本庁舎と相互に補完することのできる非常用電源設備を設置します。
 - 3) 災害等の断水時にも給水確保の可能な受水槽（FRP製パネル水槽）を設置します。
 - 4) ライフライン寸断時の対応として、災害用トイレ（マンホールトイレ）を設置します。
 - 5) 災害時、敷地外へ汚水の放流が困難になった場合を想定し、汚水槽を設置します。

9 省エネルギー計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

- 1) 再生可能エネルギーの使用（太陽光発電システム）、高効率システム（LED照明、人感センサー）の採用により、自然にやさしく経済性や維持管理に配慮した計画とします。
- 2) 空気調和設備（冷暖房方式）は、イニシャルコスト・ランニングコスト等を考慮し、防災に配慮した計画とします。



10 バリアフリー*1計画（第2庁舎）

【基本的な考え方】

- (1) バリアフリー法*2、北海道福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい建物とします。
 - 1) 段差のないフラットな床を基本とし、滑りにくい床仕上げ材を採用します。
 - 2) 階段には、適切な手摺を設置し利用者の移動をサポートします。
 - 3) ピクトサイン*3、点字表記等を採用し、誰にでも判り易い案内表示とします。
 - 4) オストメイト*4・ベビーチェア等を設置した多機能トイレを各階に配置します。

*1 高齢者や障がいのある方が生活していく上で、障壁となるものを取り除くこと

*2 正式名称「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

*3 言葉や文字に代わって絵・図を用いることで、一目でその表現内容がわかるようにされたサイン

*4 手術を受けてストーマ（人口肛門、人口膀胱）保持者になった方をいう

【動線計画】

- 1) ゆとりある待合スペースや通路幅を確保し、利用者の往来や車椅子利用者に配慮します。
- 2) メインエントランスに近接してエレベーター・階段を配置します。
- 3) メインエントランスに近接して車椅子利用者用の駐車場を配置します。

11 事業計画及び事業費

【事業計画】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 2 庁舎 基本設計					
第 2 庁舎 実施設計		 確認申請			
第 2 庁舎 建設工事				 引越	
耐震改修工事 基本設計					
耐震改修工事 実施設計					
耐震改修工事				 引越	

【事業費】

(単位：千円)

建設区分	区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	合計
第 2 庁舎	金額	12,331	51,983	436,360	1,920,601	0	2,421,275
	内容	基本設計	実施設計	建設工事 工事監理		-	-
耐震化等 改修工事	金額	4,771	0	0	15,918	511,036	531,725
	内容	基本設計	-	-	実施設計	改修工事	-
合 計	金額	17,102	51,983	436,360	1,936,519	511,036	2,953,000

事業費は、現段階での想定される概算事業費であり、今後の設計における検討や資材・人件費の上昇などの要因により、変動することがあります。

事業費には移転費、備品購入費、教育委員会庁舎解体費等は含まれません。

第2庁舎建設・本庁舎耐震等改修基本設計
(素案)

平成28年2月

発行 千歳市総務部総務課、行政管理課、
建設部事業庶務課、建築課

電話 (0123) 24 - 0109 (総務部総務課)
